

別表一の二(二)

「24」欄又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

御注意

①「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「24」から「30」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「28」から「30」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿	所 署 業 種 目 開 業 年 月 日 要 否 別 表 類 別	連続親法人 整理番号 期末現在の 出資金の額	連続親法人名 代表者 自署押印 代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益処分表、勘定科目内訳明細書、個別別属額に係る契約書等の写し、組織再編に係る移転資産等の明細書</small>	連続申告 一連番号 連続グループ 整理番号 連続事業年度 (至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日 年 月 日
-------------------	---	---------------------------------	------------------------------------	--	---

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告書

翌年以降 送付要否	要	否
適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	<input type="radio"/>	税理士法第33条 の2の書面提出有 <input type="radio"/>

連続所得金額又は 連続欠損金額 (別表四の二「56」の①)	1 十億 百万 千 円	所得税額等の還付金額 (45)	12 十億 百万 千 円
-------------------------------------	----------------	--------------------	-----------------

「24」欄

特定の協同組合等※である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第2項」
 ② 「区分番号」欄:「10372」
 ③ 「適用額」欄:当該別表一の二(二)「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 当該別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地域又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

除税額 ((8)-(9))と(43)のうち少ない金額	10		(別表七の二「15」の合計) この申告の 修正申告 申請場 申告金額 がでの	22	
差引この申告により 納すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	000	連続欠損金の 当期控除額 翌期へ繰り越す 連続欠損金	23	
法人税額 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 800万円× $\frac{1}{10}$	24	000	(24)の16%相当額	31	
(1)のうち年800万円 相当額を超え、年 10億円相当額以下の金額 99,200万円× $\frac{1}{10}$	25	000	(25)の20%相当額	32	
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{10}$	26	000	(26)の22%相当額	33	
連続所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27	000	法人税額 (31)+(32)+(33)	34	
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{10}$ 相当額のうち少ない金額	28	000	(28)の16%相当額	35	
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29	000	(29)の20%相当額	36	
連続所得金額(1) (28)+(29)	30				

「28」欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第2号」
 ② 「区分番号」欄:「10370」
 ③ 「適用額」欄:当該別表一の二(二)「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 当該別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。

法0301-0102-02

税理士
署名押印

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書1協同組合等の分……平二十六・四・一以後終了連結事業年度分